

平成19年 5月18日発行

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第72号） *

*

* * * * *

インデックス

【1】19年産の品目横断的経営安定対策への加入申請状況（4月末現在）

【2】19年3月末の認定農業者数は18年3月末の約20万から約2.8万増加！

特定農業団体数はこの1年間で約6倍に！

～認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体の認定状況（19年3月末）～

【3】各都道府県の担い手育成予算のコーナー

（東北農政局管内）

【1】19年産の品目横断的経営安定対策への加入申請状況（4月末現在）

品目横断的経営安定対策は、本年4月より本格実施され、これに併せて、現在（4月2日から7月2日までの間）、主に米・大豆等を作付ける農業者を対象に加入申請の受付を行っています。

秋に申請のあった分も含めたこれまで（4月末時点）の加入申請状況は、

(1) 申請を行った経営体数は、

- ・ 認定農業者 29,481経営体（うち19年4月申請分4,850）
- ・ 集落営農組織 3,280経営体（" 226）
- ・ 合計 32,761経営体（" 5,076）

(2) これらの者の品目別の作付計画面積は、

- ・ 米 178,370ha（うち19年4月申請分28,870）
- ・ 4麦 244,741ha（" 2,830）
- ・ 大豆 62,421ha（" 4,111）
- ・ てん菜 59,140ha（" 100）
- ・ でん粉原料用 20,717ha（" - ）

ばれいしょ

となっています。

加入申請はまだ本格化しているとは言えませんが、これは、

(1) 田植え等の農作業が始まっており、農作業が落ち着いた後に申請が行われる見込みであること

(2) J A等への事務手続の委託によって申請を予定している農業者が相当数あり、多くのJ Aにおいて現在取りまとめ中であること

等の事情によるものであり、加入申請数は今後増加するものと考えています。

6月になると、加入申請が集中することとも予想されますので、申請を予定されている方は、なるべく早めに申請していただければと思います。

なお、6月上旬にかけて、担い手の育成・確保、品目横断的経営安定対策への加入促進等について、農林水産省幹部による県、農業団体等の幹部への更なる働きかけを行うこととしています。

【2】19年3月末の認定農業者数は18年3月末の約20万から約2.8万増加！

特定農業団体数はこの1年間で約6倍に！

～認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体の認定状況（19年3月末）～

農林水産省では、平成19年3月末現在の認定農業者数、特定農業法人数及び特定農業団体数を取りまとめ、ホームページ上で公表しました（5月15日）。

このうち、認定農業者数については、18年3月末と比べると27,696増加し、17年3月末から18年3月末の増加数（9,209）の約3倍の伸びを記録し、19年3月末現在の認定数は228,538となりました！

また、特定農業団体数についても、これまで本メルマガでもご紹介してきたように、各地で集落営農が次々と組織化されている動きが数字として表れ、18年3月末の数と比べると約6倍（213→1,323）に増加しました！

これは、行政・農業団体等関係者が一体となった担い手育成の取組の成果が現れたものと思われます。引き続き頑張っていきましょう！

農業者のみなさまにおかれましては、4月からの品目横断的経営安定対策をはじめとして、各種の施策が担い手に集中化・重点化され、担い手になるメリットが格段に大きくなりましたので、是非、認定農業者や特定農業団体などの担い手となって、こうしたメリット措置を有効に活用し、経営改善に取り組みましょう！

全国の認定農業者数・・・228,538経営体

うち18年4月～19年3月の新規認定数 36,537

全国の特Ⓐ定農業法人数・・・558法人

うち18年4月～19年3月の新規認定数 228

全国の特Ⓐ定農業団体数・・・1,323団体

うち18年4月～19年3月の新規認定数 1,133

公表した資料はこちらのURLからご覧ください！

→ <http://www.maff.go.jp/soshiki/koukai/noukei/nintei.htm>

【3】各都道府県の手育成予算のコーナー

今号でも、各都道府県における平成19年度の担い手育成関連の独自予算について、主なものをピックアップして紹介していきます！

本年度も担い手育成・確保の全国運動を盛り上げていきましょう！！

<北陸農政局管内（NO.1）>

[新潟県]

○ 経営体育成総合支援事業（69,951千円）（新規）

意欲ある経営体の企画・販売力の強化による付加価値向上等を通じ所得拡大を図るため、新潟県担い手育成総合支援協議会に新潟県農業担い手サポートセンターを設置し、外部専門家による派遣指導、窓口相談等を行うことにより、経営発展段階に応じた多様な手法で経営体を総合的に育成します。

また、設立間もない新規法人や集落営農組織に対する経営安定指導を行うことにより経営体を育成し、県農業が競争に打ち勝つ体制を整備します。

○ 「イッキに担い手」農地集積事業（24,238千円）（拡充）

品目横断的経営安定対策の対象者となる認定農業者を緊急的に育成するとともに、既に対策の要件を満たしている認定農業者の経営規模の更なる拡大を推進するため、農地の出し手又は受け手に農地利用集積助成金を交付します。

(1) 品目横断的経営安定対策対象者育成支援型 (継続)

(2) 経営体育成支援型 (新規) 概ね市町村基本構想の目標面積以上

○ 地域でガッテン！組織化・法人化支援事業 (51,078千円)(継続)

小規模農家や高齢農家などの個別担い手だけでは地域農業の維持発展が困難な地域において、地域農業の核となる担い手を確保・育成するため、法人設立を目指す生産組織等から要請を受けた県担い手育成総合支援協議会が、税理士等専門家と業務委託契約を結び、法人化合意形成後から法人設立までの指導等を実施し、短期的・集中的に農業経営の法人化を推進します。

[富山県]

○ 品目横断集落営農緊急対応事業 (108,000千円)(新規)

「品目横断的経営安定対策」の対象となる担い手育成対策として、新たに集落営農の組織化を目指す集落が大幅に増加することが見込まれることから、平成19年度から平成21年度までの3ケ年を「緊急対応期間」として、集落営農組織に対する機械等(国庫補助対象以外)の整備支援を行い、集落営農組織の特定農業団体化等を加速的に推進します。

○ 地域農業担い手育成推進事業 (163,000千円)(継続)

集落・地域における話し合いをもとに、「効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手」が地域農業の相当部分を担う構造を確立するため、認定農業者(法人を含む)や集落営農組織の育成とその経営体質強化に必要な農業機械等(国庫補助対象以外)の整備を支援します。

(1) 集落営農型 (標準タイプ、拡大タイプ)

(2) 個別経営型 (標準タイプ、法人化タイプ)

○ 農業経営体育成緊急対策事業 (継続)

(1) 地域営農体制再構築推進事業 (5,669千円)

ア) 県担い手育成総合支援協議会

a. 実態調査を実施し、各地域の担い手等の育成方針を検討、b. 品目横断的経営安定対策加入促進のための啓発資料等の作成、c. 地域担い手育成支援協議会の指導、d. 地域リーダーを対象とした推進大会の開催、e. 担い手育成のための進捗管理を行うためのデータベースの維持・更新等の活動の実施を支援します。

イ) 地域担い手育成総合支援協議会

モデル支援地域を設け、地域の実態に応じた担い手育成の方向性の検討や支援策の導入計画を作成することに支援します。

(2) 認定農業者緊急育成事業 (5,500千円)

モデル支援地域において、新たに認定農業者（経営規模4ha以上）を育成するため、利用権設定により規模拡大する担い手に対して促進費を交付します。

（３）集落営農緊急育成事業（23,331千円）

モデル支援地域（中山間地などで水田面積の小さな集落等条件不利地域）において、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす団体となり、品目横断的経営安定対策に加入することが確実な集落営農組織に対して農業機械等（国庫補助対象外）の整備を支援します。

○ 集落営農法人化等緊急対策事業（9,000千円）（継続）

集落営農組織や認定農業者等の法人化に向けた取組と事務管理能力の向上に必要な条件整備を支援します。

集落営農組織（１組織当たり800千円） 個別経営等（１組織当たり400千円）

各事業の詳しい内容については、各県農政担当部局または各県担い手育成総合支援協議会にお問い合わせください。

< 編集後記 >

5月13日は、母の日でした。皆さんは何か贈られましたか？

最近は、単にカーネーションを贈るだけではなく、フラワーアレンジメントやアートフラワーにしたものが流行っているそうです。

私も初めてフラワーアレンジメントを使った花々を贈ってみました。直接感想は聞いていませんが、例年に比べ驚きはあったのでしょうか？！

本メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～ 品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>